

## 山中湖村木質ペレットストーブ設置費補助金交付事務取扱要領

この要領は、山中湖村木質ペレットストーブ設置費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付について、必要な事項を定めるものとする。

### 1 用語

この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

### 2 補助金交付後の対象者扱い

申請日より5年以上村内に住所を有し自ら居住しなければならない。また、これに満たない（5年未満）居住者の場合は、補助金を返還しなければならない。

### 3 補助金返還の計算

補助金返還は、1年を365日とし次の号の式により返還金を計算する。

$$(1) \text{ 補助金額} \times (1 - \text{申請日より住所を有した日} / 5 \times 365) = \text{返還金額}$$

(100円未満は切捨て)

附 則

この要領は、平成27年4月1日から適用する。